



かさま 市議会だより

No.5

KASAMA

2007.5.31



ゴールデンウィーク中、多くの人で賑わった“ひまつり”

CONTENTS

平成19年第1回 定例会 & 第2回 臨時会

- 提出議案の審議結果……………3
- 19年度予算 可決(予算特別委員会) ……4
- 市政を問う！一般質問……………6
- 平成18年笠間市議会の活動……………18

平成 19 年度当初予算 全 12 会計 総額 514 億 4932 万 2 千円 など 62 議案を可決

平成 19 年第 1 回笠間市議会定例会が、3 月 5 日から 23 日までの 19 日間の会期で開催されました。

初日の 5 日に会期を決めた後、請願陳情の委員会付託、茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙、市長の施政方針の説明と提出議案の説明が行われました。

6 日から 8 日までは議案調査・議事整理のため休会とし、9 日は議案に対する質疑を行い、新年度予算審査のため予算特別委員会を設置し、さらに所管の常任委員会に議案を付託し、審査を行うことにしました。

各議案の付託を受けた常任委員会は、12 日と 13 日に開催され、予算特別委員会は、14、15、16 日の 3 日間開催、審査を行いました。

一般質問では、19、20、22 日の 3 日間、12 名の議員が行い、最終日 23 日、各委員長から議案などの審査結果報告を受け、採決を行い、定例会を閉じました。

また、1 月 30 日には、平成 19 年第 2 回笠間市議会臨時会が開かれ、3 月に開通した友部駅南北自由通路や友部駅北口広場を公の施設として管理するための条例と、笠間クラインガルテンのすべての施設に対し指定管理者制度の導入を可能にするための改正条例が上程され、原案のとおり可決しています。



平成 19 年第 1 回笠間市議会定例会 会期日程

	月 日	曜日	時 間	会 議	主 な 内 容
1	3月5日	月	午前 10 時	本会議	開会、会議録署名議員の指名 会期の決定 請願陳情（付託） 議案上程・提案理由の説明 質疑・討論・採決（議案の一部）
2	6日	火		休 会	議案調査
3	7日	水		休 会	議案調査
4	8日	木		休 会	議事整理
5	9日	金	午前 10 時	本会議	議案質疑・委員会付託 予算特別委員会設置・付託
6	10日	土		休 会	
7	11日	日		休 会	
8	12日	月		休 会	常任委員会（総務・土木建設）
9	13日	火		休 会	常任委員会（文教厚生・産業経済）
10	14日	水		休 会	予算特別委員会（第 1 日）
11	15日	木		休 会	予算特別委員会（第 2 日）
12	16日	金		休 会	予算特別委員会（第 3 日）
13	17日	土		休 会	
14	18日	日		休 会	
15	19日	月	午前 10 時	本会議	一般質問
16	20日	火	午後 1 時	本会議	一般質問
17	21日	水		休 会	
18	22日	木	午前 10 時	本会議	一般質問
19	23日	金	午前 10 時	本会議	各委員会委員長報告 質疑・討論・採決 閉会

第2回臨時会 提出議案 と 審議結果 (1/30 議決)

議案番号	議 案 名	審議結果
議案第3号	笠間市友部駅南北自由通路の設置及び管理に関する条例	原案可決
議案第4号	笠間市駅前広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第5号	笠間クラインガルテンの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	原案可決

第1回定例会 提出議案 と 審議結果

議案番号等	議 案 名	審議結果
選挙第8号	茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について	報告
報告第4号	笠間市国民保護計画の策定について	報告
議案第6号	笠間市総合計画基本構想の策定について	原案可決
議案第7号	笠間市監査委員条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第8号	笠間市行政組織条例及び笠間市行政改革推進委員会設置条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第9号	笠間市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第10号	笠間市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第11号	笠間市の特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第12号	笠間市副市長の定数を定める条例	原案可決
議案第13号	笠間市職員定数条例等の一部を改正する条例	原案可決
議案第14号	笠間市と城里町の消防事務委託の廃止について	原案可決
議案第15号	笠間市消防本部及び消防署の設置に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第16号	笠間市手数料条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第17号	笠間市農業集落排水事業市債償還基金条例	原案可決
議案第18号	笠間市都市公園条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第19号	笠間市民体育館の設置及び管理に関する条例	原案可決
議案第20号	笠間市岩間総合運動公園の設置及び管理に関する条例	原案可決
議案第21号	笠間市笠間武道館の設置及び管理に関する条例	原案可決
議案第22号	笠間市岩間海洋センターの設置及び管理に関する条例	原案可決
議案第23号	指定管理者の指定について（6議案）	原案可決
議案第28号	（笠間駅北口自転車駐車場）（笠間駅北口駐車場）（稲田駅前自転車駐車場） （稲田・福原駅前駐車場）（笠間クラインガルテン）（あたご天狗の森スカイロッジ）	原案可決
議案第29号	字の区域の変更について	原案可決
議案第30号	市道路線の廃止及び認定について	原案可決
議案第31号	茨城県市町村総合事務組合規約の変更について	原案可決
議案第32号	茨城県租税債権管理機構規約の変更について	原案可決
議案第33号	笠間地方広域事務組合規約の変更について	原案可決
議案第34号	笠間・水戸環境組合規約の変更について	原案可決
議案第35号	茨城地方広域環境事務組合規約の変更について	原案可決
議案第36号	筑北環境衛生組合規約の変更について	原案可決
議案第37号	水戸地方広域市町村圏事務組合規約の変更について	原案可決
議案第38号	平成18年度笠間市一般会計補正予算（第7号）	原案可決
議案第39号	平成18年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）	原案可決
議案第40号	平成18年度笠間市老人保健特別会計補正予算（第2号）	原案可決
議案第41号	平成18年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第3号）	原案可決
議案第42号	平成18年度笠間市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議案第43号	平成18年度笠間市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）	原案可決
議案第44号	平成18年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）	原案可決
議案第45号	平成18年度笠間市笠間水道事業会計補正予算（第3号）	原案可決
議案第46号	平成18年度笠間市友部水道事業会計補正予算（第3号）	原案可決
議案第47号	平成18年度笠間市岩間水道事業会計補正予算（第3号）	原案可決
議案第48号	平成18年度笠間市工業用水道事業会計補正予算（第2号）	原案可決
議案第49号	平成19年度笠間市一般会計予算	原案可決
議案第50号	平成19年度笠間市国民健康保険特別会計予算	原案可決
議案第51号	平成19年度笠間市老人保健特別会計予算	原案可決
議案第52号	平成19年度笠間市介護保険特別会計予算	原案可決
議案第53号	平成19年度笠間市介護サービス事業特別会計予算	原案可決
議案第54号	平成19年度笠間市公共下水道事業特別会計予算	原案可決
議案第55号	平成19年度笠間市農業集落排水事業特別会計予算	原案可決
議案第56号	平成19年度笠間市立病院事業会計予算	原案可決
議案第57号	平成19年度笠間市笠間水道事業会計予算	原案可決
議案第58号	平成19年度笠間市友部水道事業会計予算	原案可決
議案第59号	平成19年度笠間市岩間水道事業会計予算	原案可決
議案第60号	平成19年度笠間市工業用水道事業会計予算	原案可決
委員会提出議案第1号	議員定数等調査特別委員会の設置について	原案可決
	議員定数等調査特別委員会委員の選任について	選任
	笠間市農業委員会委員の推薦について	推薦
委員会提出議案第2号	笠間市議会委員会条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第61号	笠間市政倫理審査会委員の選任に同意を求めることについて（5議案）	原案同意
議案第65号		原案同意
議案第66号	笠間市監査委員の選任に同意を求めることについて	原案同意

★3/5議決, ●3/9議決, その他3/23議決

3日間にわたって審査した 19 年度予算

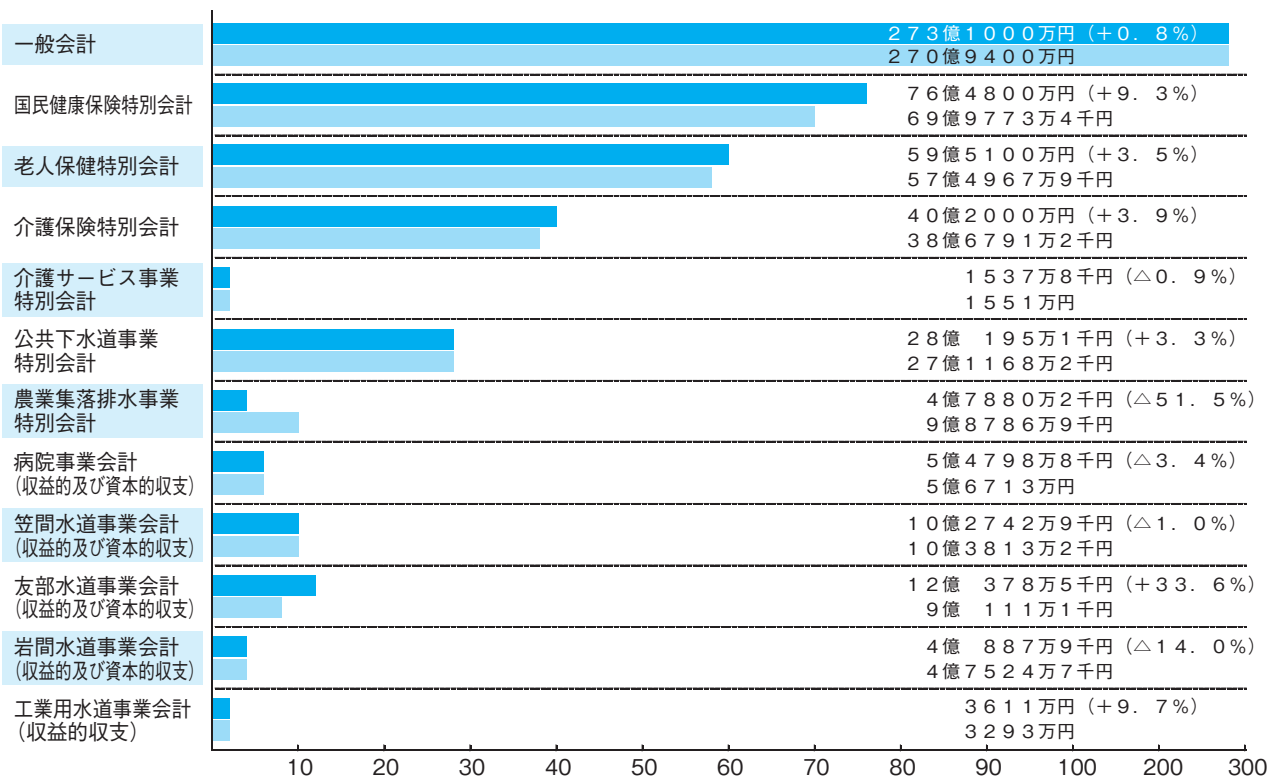
一般会計 273 億 1 000 万円をはじめとする平成 19 年度の笠間市全 12 会計予算総額 514 億 4932 万 2 000 円の予算が、3 月 14・15・16 日の 3 日間にわたり「予算特別委員会」で慎重に審査されました。

各会計の予算額は、前年度との比較を含め、次のとおりとなっています。



平成 19 年度各会計予算の状況

■ 19 年度（対前年度比） ■ 18 年度



議員定数等調査特別委員会を設置

19 年第 1 回定例会において、笠間市議会としての適正な議員定数の検討及び議員定数削減などに伴う諸課題の調査を行うことを目的として、議員定数等調査特別委員会が設置されました。

■委員長：竹江 浩、■副委員長：藤枝 浩
 ■委員：石田安夫、蛸澤幸一、野口 圓、鈴木裕士、西山 猛、石松俊雄、畑岡 進、中澤 猛、上野 登、須藤勝雄

予算特別委員会メンバー

■委員長：常井好美、■副委員長：藤枝 浩
 ■委員：野口 圓、萩原瑞子、上野 登、横倉さん、市村博之、竹江 浩

ピックアップ



こんなことが
決まりました！

今後のまちづくりにとって重要な市道路線を認定

今期定例会において、市道3路線の認定議案が提出されました。これらの路線は、今後新市のまちづくりにとって重要な路線の一部であり、議会はこれを原案のとおり可決しました。

- 友部 1320 号線・・・友部駅周辺整備事業の一環として整備を予定している友部駅北口駐車場へのアクセス道路。県道杉崎友部線から友部駅北口駐車場までの延長 70.8 m の路線
- 友部 2121 号線・・・県の合併市町村幹線道路緊急整備支援事業を活用し、幹線市道として整備する路線（都市計画道路上町大沢線の一部）。平町地内の国道 355 号（穴戸小学校わき）から県道平友部停車場線の J R 常磐線大沢跨線橋まで延長 930.8 m の路線
- 友部 4146 号線・・・市の東部地域の道路ネットワークの強化を図るため、合併特例債を活用して整備する路線。住吉地内の主要地方道水戸岩間線（友部スクエアわき）から北関東自動車道を横断し、友部サービスエリア西側を走る市道友部 4182 号線に至る延長 1048 m の路線



友部 2121 号線の起点（穴戸小わき）

市の施設の管理を指定管理者へ

市の施設5カ所について、その指定管理者に管理を行わせるため、議決が求められ、議会はこれを適当と認め、原案のとおり可決しました。【（ ）内が指定管理者】

- ①笠間駅北口自転車駐車場（社団法人笠間観光協会）
- ②笠間駅北口駐車場（社団法人笠間観光協会）
- ③稲田駅前自転車駐車場（JROB会）
- ④稲田・福原駅前駐車場（JROB会）
- ⑤あたご天狗の森スカイロッジ（社団法人笠間観光協会）

また、今後、指定管理者制度を導入するために、以下の市の施設5箇所の設置管理条例の一部改正について、原案のとおり可決しました。

- ①笠間市都市公園 ②笠間市民体育館 ③笠間市岩間総合運動公園
- ④笠間市笠間武道館 ⑤笠間市岩間海洋センター



あたご天狗の森スカイロッジ

笠間市総合計画基本構想ができあがりしました！

笠間市総合計画基本構想が策定され、議会は原案のとおり可決しました。

これは、平成 19 年度から 10 年間の計画を示したもので、これからの笠間市のまちづくりを市民と行政が共に進める指針となるものです。

- まちづくりの目標「将来像」・・・「住みよいまち 訪れてよいまち 笠間」
～副題・・・「みんなで創る文化交流都市」
- 基本的な3つの方針・・・①「にぎわいの創造」、②「やさしさの創造」③「ふれあいの創造」
- 将来像を実現するための6つの柱（施策の大綱）
 - ①広域交流基盤を生かした新時代のまちづくり（土地利用・基盤整備）
 - ②多彩な交流で飛躍する活力ある産業のまちづくり（産業）
 - ③共に支えあい、健やかに暮らせるまちづくり（健康・福祉）
 - ④自然と共生した安全でやさしさのあるまちづくり（生活環境）
 - ⑤人が輝き、豊かな文化を創造・発信するまちづくり（教育・文化）
 - ⑥人と地域、絆を大切にしたい元気なまちづくり（自治・協同）

20 名からなる総合計画審議会での審議を重ねて、アンケート、懇談会、パブリックコメントなどを通して、広く皆様の意見を取り入れながら策定したものです。

請願陳情の審査結果です

今期定例会に上程された下記の陳情は、詳細に審査する必要があるため、付託された総務委員会の申し出により、閉会中の継続審査となっています。

- 1. 陳情名 入札制度に関する陳情書（陳情番号 19-1）
- 2. 陳情者 笠間市鯉淵 6340 笠間市建設業協会の
会長 犬塚 卓



農業委員選挙制度の課題と 道路建設計画の今後について

農業委員の選挙について

問

農業委員会委員の選挙に伴う選挙人名簿の閲覧は一般選挙と異なりできないとされているが、候補者にとって誰が選挙人名簿に登録されているかは一番必要とされる。市では閲覧について今後どのように対処するのか。さらに市議会議員の選挙に比べ投票所が少ないが、今後もう少し投票所で選挙を行うのか。

答

総務部長
農業委員会委員の選挙は、農業委員会に関する法律に基づき公職選挙法を準用して行われているが、一部適用されていない部分がある。その一つに、農業委員会選挙人名簿の閲覧については、公職選挙法を準用していないため閲覧ができないことになっている。

また、市の情報公開制度においても、農業委員会選挙人名簿は個人情報開示事項に該当し閲覧はできないことになっているのでご理解を願いたい。

農業委員会委員選挙の有権者は通常の選挙の有権者と資格が異なり、議会議員選挙の有権者と比較し18%、1万2000人になる。そのため、市議会議

友部池野辺線道路 新設について

問

この路線については前回質問したところ、合併特例債を導入し10年を目安に完成させたいとの答弁であった。今年度の予定と全体的な道順についての計画は。

答

都市建設部長
この路線は友部駅方面と池野辺地域を結ぶ路線で、新市建設計画に位置づけされている道路である。

通過ルートは、小原地内の国道50号から池野辺地内の県道真端水戸線に至るまでの全長3.6kmの路線である。

18年度、友部地区の路線測量と設計を行い、笠間地区の地元説明会などを開催したところである。

19年度、友部地区では用地取得、笠間地区では用地測量を行い、地権者の同意が得られれば用地取得に入りたい。

旧笠間市石井山王下道路について

問

10年前から計画され、地権者に対してすくも完成させるような話をしたけれど、今もって施行されていない。現在の状況と今後の見通しはどのようになっているのか。

答

都市建設部長
この道路は、石井北部寺崎地区土地区画整理事業地内の幹線道路来栖寺崎線を起点として、国道50号線の笠間市総合公園入り口までの延長約700mの都市計画道路である。

延長700mのうち土地区画整理事業地内の220mの区間については既に整備が完了し、残り480m区間については未整備の状況である。

この区間については、将来の住宅需要や周辺市街地の宅地化の進行状況などを勘案し、面的整備を視野に入れながら検討が必要とされる。また、現在の社会経済状況等を考えると、すぐの事業化は難しいと懸念される。

新設道路の設置条件について

問

道路拡張については、たくさん出ている申請に対し優先順位を決めて改良工事を進められていることは承知しているが、道路拡張に際し、地権者がこぞって土地を無償提

供した場合、工事の順位を上げて拡張工事をしてくれるのか。

答

都市建設部長
生活道路の整備については、区長などからの要望に基づき、通学路や交通危険箇所などの緊急性の高い箇所から順次整備しているところである。土地の無償提供は、用地の協体体制という観点から事業着手のための要素として大変重要なことであるので、十分配慮しつつ総合的に検討し、進めていきたい。

「いいの家」はな さか」について

問

先日、「いいの家」「はなさか」でレジオネラ菌が発見され、大変驚いたが、執行部の努力により、すぐに解決された。毎日賑わっている「はなさか」だが、そのお客様の中心に

答

福祉事務所長
「はなさか」の管理運営については、笠間市社会福祉協議会が行っており、施設の使用規定を設け、管理規定を図っている。

管理規定上の使用制限については3項目の規定があり、①公益を害し、または秩序を乱すおそれがあるとき。②営利を目的として催事等を行うおそれがあるとき。③その他管理上支障があるときは使用を許可しないものとしている。

立入禁止と言われた方についての対応は、指定管理者である社会福祉協議会と協議をもち、速やかに話し合いたい。



新市建設計画に位置づけされている「友部池野辺線」



税負担増の実態と組織見直しに伴う住民サービスの低下への危惧

市報かさまと笠間市告示338号について

問

①19年度から実施される住民税について「住民税は殊に所得が低い人への負担増になる」との回答があった。市報かさまには、「税の移しかえなので所得税と住民税の負担は基本的に変わらない」とあり、実態は違うのでは。

②19年1月1日施行された「審議会などの会議の公開に関する指針を次のように定める」とする笠間市告示338号が公開されていない。公開は市政に理解を深めるために必要であり、市民が傍聴しやすい配慮として必要ではないか。

答

総務部長

①住民税は、平成18年度の老年者控除の廃止と、定率減税の減額があり、さらに平成19年度には定率減税が廃止となる。19年度実施される税源の移譲では、1年間の所得が変わらなければ、個人の税負担は基本的に変わらないが、定率減税の廃止により税の負担増はある。②この告示は「笠間市情報公開条例の規定」に基づき、具体的な公開方法や開催案内など規定するものであり、広報かさまなどで周知してきた。この制度に基づき、関係各課において、会議の案内を事前に公表し、傍聴席を設け、公開している。

行政組織機構の見直しと地域の活性化について

問

総合支所を置き、地域住民への行政サービスを充実させる場合併時に強調してきたが、今回の行政組織条例の支所機能の見直しは、地域住民サービスの低下となるのでは。

答

市長

今回の行政組織機構の見直しでは、指揮命令系統を明確にし、本所機能の強化と支所との連携を図り、本所の課の統合、新設などにより事務事業の効率化を図るといった基本的な考えのもとで行っている。支所機能は、支所の一部事務事業を本所に統合、支所機能を合理化し、市民に直接関係する課は従来どおり残り、市民のニーズに十分対応できる組織としており、サービスの低下にはならないと考えている。

問

地域の老人会、運動会、祭りなどの今後に不安の声が聞かれる。街の活性化は地域の人たちが協働し支え合う地域の取り組みが重要であると考えているが、いか

答

市民生活部長

市民と行政が目標や課題を共有し、互いの役割を認識しながら一体となったまちづくりを行っていく必要がある。市民と行政の協働を行うためには地域住民への説明責任、積極的な市民参加、多様化する

市民ニーズに的確に対応するなど地域の特性を生かした効率的・効果的な取り組みが必要と考えている。

地方交付税と市債について

問

今年度から算定基準が一部変更される地方交付税。市に影響があるが、また、合併特例債の国負担は地方交付税に上乗せされるが、地方交付税が年々減額する中で、合併特例債200億円の計画を見直す必要があるのでは。また、今年度一般会計予算における市債は35億円、支出の公債費が利子を含め25億円と、前年に比べ市債が15億円上積みされ、19年度は全体で550億円を超えている。年々増える市債の返済計画は。

答

総務部長

18年度交付税をベースに試算した結果、8200万円が増額となる見込みである。また、合併協議会で検討された200億円の事業財源として、約30億円の合併特例債を借り入れる予定。計画の見直しは市の総合計画の実施により、必要に応じて対応していきたい。また、市債は、合併特例債事業の実施に伴い、残高は一時増加するが、実質公債比率などを勘案しながら、総合計画に基づき財政計画を策定する予定である。

インシシ、ハクビシン対策について

問

2月に栃木県と広域対策協議会が発足したが、被害にあった農家や地域住民と協力

し、全体的に調査した上で、対策の具体化が必要では。

答

産業経済部長

市内の猟友会の協力を得て、合計101頭を駆除したが、被害調査は、地域や県央南農業共済組合、笠間地域農業改良普及センターなどと連携を深めながら、農作物被害の状況について実態の把握に努めていきたい。今年度は広域対策協議会を組織する12市町で一斉駆除を含め広域的な対策を講じていくことになっている。具体的には、被害の状況把握や現状分析のための情報収集、マップの作成、一斉駆除、捕獲機材や防護設備の導入を図る。

「エコフロンティアかさま」と大郷戸の残土処理について

問

①操業から1年が経過しエコフロンティアかさまでは、処分場内に貯留水が一時期4万トン、現在も2万トン近くある。今後埋め立てが進んだときに大量の水が貯留し処理能力を超え処分場全体の安全性に問題を引き起こすのではないかと。②監視委員会委員の選出について全市的な規模での公募などで、委員の人選を見直す予定があるか。



地域のイベントのひとつ「友部地区ソフトボール大会」

答

市民生活部長

①現在、処分場には昨年の予想以上の大雨により1万5千トンの雨水が貯留している。放出には下水道との排水協定があり、1日最大400トンの放流基準があるため、貯留の状況にある。埋め立てが進めば埋め立て物の中に水がたまり、表面水はなくなる。今後とも、貯留水の処理については適正に処理するようエコフロンティアかさまに要請していきたい。②監視委員会委員については、監視委員会設置要綱に基づき、目的に沿った活動をしていただいているので、委員の選出の見直しについては考えていない。③大郷戸の清掃センターの残土撤出については20年度ごろまでに撤去することで地元の方には説明をしている。また、鍋田池の水質検査と底の泥については、茨城県薬剤師会公衆衛生検査センターで2年2回検査を行っており、基準値以内となっている。



厳しい経済環境下での予算編成について

●市民の暮らしと予算編成について

問 この5年間で年収200万円以下の労働者が15万人増加し、生活保護世帯は27万世帯増えた。笠間市の場合、人口千人当りの生活保護を受けている割合は、58人で、高い水準になっている。この現状を市長はどのように捉えているか。

答 市長 地方では景気にばらつきが見られ、依然として厳しい地域経済環境にある。そのような中で、関係機関と連携しながら就労支援の展開と、生活保護制度の適正な運用による最低限の生活保障と自立支援などに努めていく。

問 国の税源移譲に伴い、自主財源の確保の重要性や税負担の公平性を確保する観点から、滞納整理や滞納処分を強化しているが、地方自治法では、地方公共の秩序を維持し、住民及び滞在者の安全、健康及び福祉を保持することになっているが、その観点から、滞納者からの税の徴収姿勢を改めることを求める。

答 市長 滞納は国民の義務であ

問 次世代育成支援対策として、就学前の医療費の所得制限を無くした完全無料

化と、医療費無料化の小学校卒業まで拡大していただきたい。

答 市長 合併を機に、乳幼児医療、妊産婦医療費、母子家庭、父子家庭医療費、重度心身障害者医療費とマル福の全区分にわたり市独自の単独事業として、マル福自己負担の肩がわりを実施した。現時点において、所得制限の撤廃、支給年齢の拡大は考えていない。

問 新交通システム運行の具体化は評価する。実施に当たり、低料金負担で障害者や高齢者の乗降が容易にでき、市民だれもが利用できる、運行の対象を市内全域とすることなどについてどう予定しているか。

答 市長 市民や民間交通事業者などで構成する笠間市地域公共交通会議を設置し、全市域を対象に、乗合車両によるデマンド交通システムを適正な利用者負担により運営したい。

問 新交通システム運行の具体化は評価する。実施に当たり、低料金負担で障害者や高齢者の乗降が容易にでき、市民だれもが利用できる、運行の対象を市内全域とすることなどについてどう予定しているか。

答 市長 市民や民間交通事業者などで構成する笠間市地域公共交通会議を設置し、全市域を対象に、乗合車両によるデマンド交通システムを適正な利用者負担により運営したい。

問 新交通システム運行の具体化は評価する。実施に当たり、低料金負担で障害者や高齢者の乗降が容易にでき、市民だれもが利用できる、運行の対象を市内全域とすることなどについてどう予定しているか。

答 市長 市民や民間交通事業者などで構成する笠間市地域公共交通会議を設置し、全市域を対象に、乗合車両によるデマンド交通システムを適正な利用者負担により運営したい。

●住民の命と健康を守る国保に

問 税制改革に連動して国保税の大幅値上げが生じ、低所得者に重い負担に

なっている。国保加入者の負担を軽減するため、一般会計から市独自の国保特別会計へ繰り入れを実施すべきであり、必要な規定を見直し、国保税の引き下げを求める。

答 市民生活部長 また、国保の滞納者に対しての保険証の取り上げ、また短期保険証の交付など、改善に努められたい。

問 国保税の標準化を達成し、低所得には7割、5割、2割の軽減措置を実施し、低所得者への負担の軽減を図っている。被保険者資格証明書の交付は、納税相談などに応じず悪質滞納者であると認められる者である。

答 市民生活部長 国保税の標準化を達成し、低所得には7割、5割、2割の軽減措置を実施し、低所得者への負担の軽減を図っている。被保険者資格証明書の交付は、納税相談などに応じず悪質滞納者であると認められる者である。

●行き届いた教育を

問 全国学力調査、学習指導状況調査は、競争の教育、序列化を一層進め、学校間競争を生み出すのではないかと

答 総務部長 本年度から収支による申告が義務化され、収支内訳書には、減価償却費の対象の固定資産状況の記載欄があり、記載漏れのないように周知を図っていききたい。

個人情報漏えいの問題があると思うが。

答 教育長 全国的な義務教育の機会均等とその維持向上の観点から、これからの指導の改善に生かしていく資料とするものであり、実施上の問題はないと考えている。

問 農家の所得申告が収支計算方式で行うことになり、収支記載欄に減価償却費の記載がなく、空欄になっていた。用紙を改め、適正にできるように改善すべき。

答 総務部長 本年度から収支による申告が義務化され、収支内訳書には、減価償却費の対象の固定資産状況の記載欄があり、記載漏れのないように周知を図っていききたい。



友部駅から笠間地区へ運行されている周遊バス



信号機の設置とマル福の所得制限の撤廃について

●岩間工業団地内の交差点に信号機を

問

岩間工業団地内で交通事故が頻繁に起きている。団地内市道に信号機を設置したい。

答

市民生活部長
一時停止標識がある岩間工業団地内の市道の交差点では、一時停止を怠るドライバーが多く、警察署でも重点的に取り締まっている。

信号機の設置は、岩間工業団地連絡協議会から要望され、昨年9月市長名で笠間警察署長に要望したところである。

しかし、以前にもこの交差点の信号機設置を要望しているが、通勤時には交通量が多いものの、昼間は交通量が少ないため、設置には至っていない。

●マル福における所得制限の撤廃を

問

近年晩婚化が進み、40代で子供が生まれ、既に給料が高く、所得制限によりマル福が利用できない人が多くいる中で、所得制限を撤廃してはどうか。撤廃が無理であれば、所得制限の上限を上げては

どうか。

答

市民生活部長
所得制限の撤廃は、県内において実施している自治体もあるが、当市では、合併を機に市単独事業としてマル福自己負担の外来、入院、食事を全額支給しており、現時点では所得制限の撤廃は考えていない。所得制限の上限を上げることを含め、少子化対策の一環として今後の課題としたい。

●イノシシ駆除対策について

問

イノシシの被害が全国的に広がりを見せ、笠間市全域でも被害が出ている。

イノシシによる被害に悩む茨城、栃木両県の12市町の首長が、2月上旬、「茨城・栃木県境地域鳥獣害防止広域対策協議会」を立ち上げ、鳥獣の捕獲や被害防止に共同で取り組むことになったが、具体的にどのような取り組みがなされたのか。

答

産業経済部長
2月5日に12の市と町で協議会が設置され、鳥獣害防止対策として、①被害の実施などを踏まえた新たな対策の推

進、②県域をまたがる広域地域の被害防止対策の推進、③被害防止のための電気柵などの整備や、広域的対策が挙げられている。

問

笠間市では、鳥獣の補助金、猟友会に出す補助金は幾らか。その猟友会が県に鳥獣保護区の見直しの要望を出したら、市から要望があれば、見直すという返答をいただいているので、鳥獣保護区の見直しを願いたい。

答

市民生活部長
19年度予算において、有害鳥獣捕獲関連予算は、有害鳥獣捕獲隊や鳥獣保護員の報酬として144万円、市民への告知看板や、わな、プレートなど70万円、イノシシ・ハクビシン捕獲用わなの購入費21万円となっている。

市内に5カ所ある鳥獣保護区は、県において鳥獣保護事業計画を策定し、19年度から5カ年間の鳥獣保護の基本方針を決め、その中で鳥獣保護区の見直しを行っている。その他、毎年4月に市町村への鳥獣保護区の設定要望を受け付けており、その中で変更することも可能である。鳥獣保護区の見直しは、農林業団体、猟友会、鳥獣保護員、区長など地元関係者の意見を踏まえ、対処していきたい。

●新笠間市が誕生し1年を迎えて

問

新笠間市が誕生して、市民から「合併してよかった」という声が聞かれない。手数料などが上がり、補助金はカットされた。特に岩間地区の防犯灯の補助金がカットされたが、その理由は何か。

答

市民生活部長
合併協議において、補助制度は統一するというところで調製方針が定められた。

防犯灯は、防犯意識の高まりとともに設置要望が多く、通学路など各所で設置管理することが困難なものは市で設置し、行政区の中は区で設置することで統一した。また、区が設置するときは、補助金として設置費用

の3分の2以内とし、電柱に設置するときは1万6000円以内、柱を立てて設置する場合4万円以内、1地区年間15万円以内ということも定めた。

旧岩間町の防犯灯維持補助金は、旧岩間町独自の制度であるため、統一する目的で19年度から廃止することになった。

しかし、合併前の旧岩間町設置分は19灯で、合併後の地区設置数も29灯であり、さらに通学路として市が設置したものが27灯である。区の設置分は補助制度を利用していたが、市は、下校時における通学路の安全を確保し、市民の安心感を高めるため、防犯灯を整備していきたい。



信号機が設置されていない岩間工業団地内の交差点



市のこれから の治山事業に ついて

● 山林の整備について

問

山林には、地球温暖化の防止など多くのすぐれた機能がある。市では、山林の割合が、県全体の27・7%より多いにもかかわらず、市の予算に占める林業費の割合は0・25%である。治山についてどう考えているのか。

答

市長 治山事業は、昔から国土を守る大切なこととして位置づけられてきた。現在も、特に山林の占める割合が大きい当市にとって重要な課題であると認識している。

市の林業予算の割合は0・25%であるが、治山事業は、主に県が事業を実施しており、18年度の当市内での治山事業は、本戸地区内の砂防ダムの整備や、箱田地内などで間伐を実施している。

また、植栽、下刈り、枝打ち、間伐などの森林整備は、県において主に造林事業を実施しており、18年度の市内における整備は、植栽、下刈り、間伐、枝打ちが行われている。

また、市が実施している森林整備としては、県の補助制度を

活用し、間伐を主とした事業2カ所、間伐作業道1路線の開設であり、その他、担い手対策や森林愛護運動を推進するソフト事業を実施している。また、市単独補助事業として、笠間森林組合が森林所有者へ指導・助言するための補助や、間伐作業道補修費の補助などがある。

今後、森林のもつ公益的機能を維持増進させていくため、より適切な森林整備が図られるよう、関係機関と連携を強化していきたい。

問

新聞報道では、県は、笠間市を含め10市町を対象に、間伐材供給可能量を調査し、そのうち5市町で林業団地を整備すること。市は、この5市町に含まれるのか。

答

産業経済部長 この林業団地整備事業は、森林管理のコスト低減を図りながら、間伐材の円滑な供給体制確立を図る森林団地のモデル整備事業である。

内容はまだ未確定ながら、市で森林団地の整備が行われることが想定されるので、今後も県や関係機関との連携を強化し、森林所有者などの意向などを取り入れながら、実施に向け、引き続き働きかけていきたい。

問

林道の整備をもっと数多く積極的に行うべきではないか。

答

産業経済部長 林道整備は、主に森林や林産物の生産確保、山林経済の振興を目的に進められてきているが、林家の担い手不足や木材価格の低迷などにより、森林が手入れされず、荒廃が進んでいるのが現状。

整備にあたり、合併時の基本的事項により、地区からの100%同意、土地の無償提供、完成後の地元の管理を条件としており、今後は、採択要件に沿って、国・県の補助制度を活用していく。

問

若者や退職者に、山での作業に魅力をもってもらうため、行政も積極的に関与し、森林組合や森林ボランティアなどの組織の拡充を図るべきではないか。

答

産業経済部長 今後6年以内に間伐の実施が望まれる森林は、概ね1万5000haとなっており、間伐には森林組合や森林ボランティアなどの協力が必要である。このためにも、森林組合やボランティア団体に対し、さらなる支援を検討し、組織の強化・拡充を図り、森林の保全と育成を目指したい。

問

手入れされていない平地林は、「ミミの投棄場所」になっているだけでなく、

火災発生時には延焼を助長することにもなるので、行政が所有者の許可を得て、シルバー人材センターに登録された人たちに除伐作業を行っていただき、補助金を支給するような仕組みを作るべきではないか。

答

産業経済部長 市では、県の補助事業である平地林保全整備事業により、民有林などの整備を行っている。この事業は、森林所有者の費用負担が伴うことなどにより、除伐などが停滞し、ごみの不法投棄の誘発にもつながっている。指摘された新たな制度は、今後導入が予定される森林環境税を視野に入れ、新たな県の補助制度を活用する方向で検討していきたい。

問

農地・水・環境向上をはかる団体に対し、国・県・市がバックアップする

仕組みができたが、農地・水に山林を加え、もっと息の長い施策をとるべく、国・県に働きかけるべきではないか。

答

産業経済部長 この「農地・水・環境保全向上対策事業」は、農業従事者の減少などにより、農家だけで水田や水路を管理していくことが困難になってきている現状を背景に、身近な水田や水路などを、農家・非農家を含め、地域全体で維持管理を図っていく制度である。

山林に関しては、森林環境税の県条例の制定を予定しているとの情報があり、森林育成や霞ヶ浦の水質保全に充てる計画となっている。

今後、これらの整合性を図り、県や関係機関に働きかけていきたい。



整備が進められている林道“本戸前山線”



食育の推進と安全な農産物の供給について

●食育基本法による食育推進計画の作成について

問

食に関する環境は悪化をたどっているとい

っても過言ではない。食の偏りと不規則な食事などにより、授業に集中できない、また成人病の予備軍がみられるなど子供の生活に悪影響を及ぼしている。成人においてもメタボリックシンドロームの症状が増えているなどの状況にある。これらを踏まえて、最高の予防医学ともいわれ、医療費の削減にもつながる「食育」を通して、市民一人ひとりの食に対する意識を高め、子供が食の犠牲にならないようにするために、食育推進計画を早急に作成すべきではないか。

答

市長

国では、18年3月に「食育推進計画」が策定され、都道府県、市町村レベルの作成について努力目標になっていることから、県では食育推進計画を現在作成している。市は、食育推進計画について、健全な食生活の実践、食料生産への理解、食文化の継承、食品の安全確保などを総合的かつ計画的に推進す

るための指針となり得るものと考えている。今後、家庭、学校、地域、保健医療、農業・食品関連業者など関係機関と幅広く協議し、食育推進計画の策定に向け取り組んでいきたい。

問

実際に教育現場で

あった事例として、きちんと朝食を食べて授業に出席したほうが、生徒が生き生きとした生活を送れるということを耳にした。こうした事例や、県の手引書などを十分に参考にし、教育現場にも取り入れ、子供を食育の面からも教育していくべきではないか。

答

教育長

18年3月に制定された食育基本法では、教育機関での取り組みが重要視されている。食育は、子供たちの健康面に限らず、文化や心の教育にも大きな関わりがあり、食育における学校教育の重要性を認識している。現在、学校における食の指導は、健康教育の一環として、給食の時間での栄養指導をはじめ、学校教育活動全体を通して行っているが、子供たちに望ましい食習慣を身につけさせるには、家庭での健康な食のあり方が重要であり、保護者と学校側との連携、支援体制が不可欠で

ある。今後とも、保護者への啓発活動に力を入れて取り組んでいきたい。

問

保健センターでの健

康のための食への取り組みや食育改善推進員の活動など、地域における食に関する方向性や現状なども伺いたい。また、「健康日本21」という国の政策が打ち出されたことにより、県レベルで「健康いばらき21プラン」が出されたが、笠間市の状況はどうなっているのか。健康について真剣に取り組む必要があると考えるが、現状とこれからについて伺いたい。

答

保健衛生部長

3地区の保健センターに管理栄養士を置き、栄養教育、子供の食育、保護者への食に対する意識向上などの研修を行っている。また、成人病の方や高齢者に対し、バランスのよい食事や正しい食習慣・知識の習得を通じて、食生活改善のために取り組んでいる。食生活改善推進員は、今年全地区統合して新笠間市食改善推進協議会を設立し、推進員は市内に223名いる。そのような状況の中で、他方面での健康づくりとあわせて食生活の改善に取り組み、市の食育推進計画についても今後、関係機関、関係部署との協議を重ねながら、前向きな形で進めていきたい。また、「健康日本21」については、12年3月31日の厚生省事務次官通達により、

各自自治体でも進めるようにとのことで市でも検討したが、まだ作成には至っていない。県内でもその計画を作成したのは18年4月現在で44市町村のうち17市町村という状況である。

●有機農業の推進について

問

食生活が身体の健康

に大きな影響を及ぼし、安全で良質な農産物の需要が増えている。生産者と消費者が信頼関係を構築し、化学肥料や農薬を使用しない農産物を供給できるような政策について伺う。

答

産業経済部長

堆肥などによる土づくりを十分に行い、化学肥料や農薬に依存しない栽培方法で農産物を生産する農業（有機農業）は、技術的にはまだ困難な面も多く、体系化されていないのが

現状で、市内での実践者は3名である。有機農業は、生産性、収益性が低く、販路も限定的で、有機農産物として販売するには、JASの認証を得る必要もある。近年、消費者の安全安心な農産物を求める志向は高まりつつあり、できる限り化学肥料や合成農薬を減らし、堆肥を十分に用いての農法の推進を図り、自然環境の保全にも配慮した持続的な農業を関係機関などに呼びかけ推進していきたい。



メタボリックシンドローム予防を呼びかけるポスター



指定管理者制度と子供の放課後対策事業について

笠間市の指定管理者制度の問題点を指摘

問

①市の施設で指定管理者制度導入の現状は。②今後導入を想定している施設はあるか。③ほとんどが従来の委託先が指定管理者となっている。民間業者が既存の委託先団体と同じ土俵で競える公正な競争の仕組みになっているのか。また、選定委員会における委員構成と選定作業は。

答

総務部長

①導入を検討する対象施設は76施設。そのうち、既に14施設で導入している。②今後、すべての施設について導入を検討することになっている。③選定にあたっては、指定管理者選定審議会において、平等な利用の確保、施設の利用を最大限発揮でき、施設の管理に係る経費の縮減が図られること、施設の管理を安定的に行える能力があるかなど総合的に審査し、その答申を尊重し、公正に選定している。選定審議会には、民間と行政からの計8名の委員で構成されている。

問

①導入検討対象施設は、全ての施設ということだが、赤字が出ている市立病院、放課後児童クラブや公民

答

総務部長

①病院や公民館も含まれている。具体的に新たな方針が決まりしだい報告したい。②利用者あるいは学識経験者はいないで次回の改選時期の検討課題とした。③指定管理者の選定にあたっては地方自治法の兼業禁止規定が適用されないが、より公平性、透明性を確保するという観点から地方自治法の規定に準じた取り扱いにより応募の制限を加えることが適当と考えている。④議会への実績報告は、決算で監査報告の意見を付して報告しているので、とくに現在考えていないが、今後の検討課題としたい。

「放課後児童クラブ」に対する市の責任を問う

問

答

保健福祉部長

①実施要綱に明確な規定がない放課後児童クラブの指導員の資格の現状と採用後の研修、新人や障害のある児童を担当する指導員の研修はどのようになっているか。②放課後児童クラブへの障害のある児童受け入れの現状と体制はどのようになっているか。実施要綱に障害のある児童の保育に関する条項がないが、作るべきでは。③児童クラブごとの保護者会の組織化と児童クラブ連絡協議会の設立、保育時間の延長(午後7時まで)の必要性を再三再四言ってきたがなぜ未だに実現しないのか。

問

①学童保育というものは保育所とも幼稚園とも学校とも違う。資格を持つている指導員についても、上乗せの研修が必要。指導員に指導する能力・スキルをきちんと備えるということも行政の責任ではないのか。②7時まで預けたいけれども預けられないという事実がある。きちんと実施要綱の中に延長保育を謳っていないからではないか。③全国どこでも障害のある児童を受け入れる場合には、専門家も含めた受け入れの検討委員会をつくって受け入れ可否を決めている。実施要綱の中に障害のある児

「市長が認めた者」という範囲で受け入れているので、明確な基準は必要ないと考える。③保護者会は、保護者が自主性を発揮して開催運営することが望ましいが、連携や情報交換は大切であり、今後とも密にしていきたい。保育時間は午後6時30分までとなっているが、7時、8時に保護者が迎えにくるようなこともある。保護者にお渡しするまでお預かりしている状況であるので、あえて規定を設ける必要はないと考える。

答

保健福祉部長

②午後7時まで延長するのは親にとってはいいかもしれないが、子どもにとってはあまりいい環境ではないと判断されるので、保護者とも協議しながら延長保育が本当にいいのかどうかも含めて検討していきたい。③現在受け入れている障害のある児童は、就学指導委員会等での十分学校で耐えられるという判断に基づいて普通学校に就学しているので、児童クラブのなかでも一緒にやっていける児童である。障害のある児童の入所に応じて指導員も1〜2名加配している。



放課後の子供たちのための「児童クラブ」

市の入札制度の現状と課題、 地場産業の振興策について



●電子入札制度 導入について

問

電子入札制度導入の決断に至った利点とは何か。また欠点は。導入した場合、参加業者の与信管理は誰がどう行うのか。さらに弊害発生時のコミュニケーションはされているのか。されているのであればどのような弊害を予測しているのか。

答

総務部長

利点は、①インターネットでのデータのやりとりをすることで、ペーパーレス化、事務の簡素化及び費用の縮減が図られる。②入札参加業者同士が顔を合わせる機会が減り、不正行為防止につながる。③インターネット上で入札に関する情報が入手できることで参加しやすくなり競争性が高まる。一方で欠点としては、①初年度の導入費用が高額で毎年利用料がかかる、さらにインターネット環境のない会社が入札に参加できない。②業者同士の連絡のとりあいの防止まではできない。以上が挙げられる。

しかし市としては、当初から全ての工事について電子入札を導入するのではなく、

備はしておきたい。

●産業の振興策について

問

市長の施政方針演説の中で、産業振興策が示された。市の地場産業でもある建設業、建築業、管工事業と造園業についての具体的な振興策を伺いたい。

答

総務部長

電子入札は、現在の郵便入札をより発展させたもので、参加条件設定や契約時の保証、前払い金の保証方法は変わらない。信用力の管理方法は、市の独自の審査は困難であるため、国や県が決算期ごとに総合的に点数化した経営事項審査結果の点数を入札に参加する条件設定の一つとして設定している。さらに、500万円以上の工事の場合には、契約時に保証会社、金融機関、損害保証会社などの保証を必要とし、前払いをするときも同様としている。

既に実施している県及び他市では、これといった弊害は生じていない。ただ、閲覧に必要なソフトウェアの違いなどにより、不具合が生じる可能性もある。事前説明会やコミュニケーションを実施するなど準備を万全にする必要がある。その中で、役所・業者双方においてどのような弊害・問題が発生するのかを確認し、万一の場合に備え、本入札でも対応できるように、現在の郵便入札と同様の準備

は、これといった弊害は生じていない。ただ、閲覧に必要なソフトウェアの違いなどにより、不具合が生じる可能性もある。事前説明会やコミュニケーションを実施するなど準備を万全にする必要がある。その中で、役所・業者双方においてどのような弊害・問題が発生するのかを確認し、万一の場合に備え、本入札でも対応できるように、現在の郵便入札と同様の準備

問

市長の施政方針演説の中で、産業振興策が示された。市の地場産業でもある建設業、建築業、管工事業と造園業についての具体的な振興策を伺いたい。

答

総務部長

建設業関係においては、市の発注工事などで市内業者に配慮した発注体系をとることにより、市内業者の育成を図っている。

答

経済産業部長

現在の商工業に対する振興策としては、市内の中小企業に対しての融資制度がある。この制度資金に対し、市では利子補給を、年1%を限度に実施し、総額で390万円になっている。このほか、茨城県信用保証協会の保証料に対する補給金891万円も負担し、合計で1281万円となり、中小企業対策として支援している。今後、中小企業の振興の観点から、企業経営の安定に向けた金融政策の支援を商工会と連携して推進していきたい。

問

隣接市町の入札条件において、笠間市のようなルールを適用している例があるのか。また新笠間市になつて、大型工事になればなるほど地元業者が参加しにくくなる環境やルールがあると思われるが、その経緯と考え方は。さらに、合併から今日まで市が発注した工事における地元業者の落札金額を示されたい。

答

総務部長

隣接市町においては、一般競争入札で金額の設定はあるものの、市内及び県内隣接市町に本店、支店及び営業所を有する者という明確な表現はなく、場合によってその都度条件設定をしているようである。大型工事については合併協議において旧笠間市の制度を基本に協議し、特に旧友部に関しての急激な変化になるということを十分考慮に入れ、現在の2000万円を出発点としたという経緯がある。また落札業者については、3月7日現在で、市内業者142件、14億747万6000円、市外業者15件8億895万1万5000円である。特に市外業者では、友部中学校の耐震補強工事、福原の市営住宅、水道タンク関係で約6億円弱になり、大半がこの3つになっている。また、隣接する市外業者が受注したものは3件、約8100万円になる。

問

地場産業に対し、他の市町よりも有利に競争ができる政策はあるか。また、入札のルールは状況に応じ当然見直すべき認識はあるか。

答

総務部長

2000万円から3000万円までは市内のみでの実施なので、他の市町よりは優先していると思う。旧笠間市を基本に出発した入札制度は、様々なデータや社会情勢などを参考に選考委員会の中で十分協議して、最もよい方法を確認しながら、進んでいくものと認識している。



友部地区と岩間地区を結ぶ大古山橋の建設



新たな交通システムの導入 とごみ収集問題について

●デマンド方式の市バス運行について

問

計画段階の「デマンド方式の市バス運行」について①デマンド方式とは何か②全体の概要③利用料金④開始時期⑤バス会社などの兼ね合いはどうか。以上6点について説明願いたい。

答

市長公室長

乗り合い車両により、自宅から目的地までドアからドアへの送迎を行うシステムを、全市を対象に複数のエリアで分割した上で運行し、19年秋ごろの導入を目標にしている。利用料金や運行時間、総事業費用など具体的な内容は、地域公共交通会議で協議し、先進事例などを参考にしながら決定していきたい。新たな交通システムの導入となる以上、現在の公共交通の維持確保などの課題もあり、交通機関との協議、調整を進めていきたい。

●祝祭日などのごみの収集は

問

祝祭日、振替休日のごみ収集を実施し、大勢の方から、「便利になった」

と喜びの声が寄せられている。「ミ袋の強度と色の問題、また、剪定した小枝などを出す方法はどうだったか。

答

市長

市民から強い要望があった。友部と岩間地区での祝祭日、振替休日のごみ収集については、年末年始を除き、この4月から年12回実施する。「ミ袋の色は、総合的に判断して、今と同じで実施することになった。強度厚みは、原料になる原油高の影響もあり、現行とおりとした。剪定した小枝の出し方は、長さ50cm以内、太さ15cm以内に切断して、指定ごみ袋に入らないものについては、個人で環境センターへ直接持ち込むよう願う。

●笠間市の財政は

問

夕張市が破綻したが、笠間市では、国の三位一体の改革で、国からの補助金はどのくらい削減されたのか。どのように穴埋めしたのか。

答

総務部長

18年度と比較すると、国の補助金は2億8081万円の減となる。地方交付税は2億4504万4000円の減である。税源の移譲、定率減税

廃止の関係では、所得譲与税、減税補てん償がなくなり、さらに地方特例交付金が減額され、約8億5000万円の減となっている。これに対し、住民税の影響額、定率減税廃止の影響額、税源移譲分の影響額、合計で削減額とほぼ同額と見込んでいる。

笠間市の財政の健全度は、企業会計などを含めた実質公債費比率12・5%で、県内32市の中で4番目により数値となっている。

問

財政力指数は0・6で、県内32市中23番目、また財政運営の弾力性を示す経常収支比率はほぼ90%で、弾力性もそれほどあるとは言えないと感じており、この後、毎年国からの移譲がなくなってくると、さらに悪化するのか懸念するが。

答

総務部長

市民に示している今後10年間の試算表では、特に公債費では25年度がピークになっていくが、今後、国の補助金あるいは交付税関係の動向を見ながら、適切に運営していく。いかにして一般財源を少なくして事業をやるか、そういう中で財政運営をやっていくば、少なくとも今後10年間は、大きな影響が出ることはないと思う。

●産業廃棄物の処理対策は

問

笠間市では、畜産農家、酪農家、養鶏業者などが家畜のふん尿処理に苦しんでいる。また、近隣住民から、臭い・悪臭などで困っているとの声もあり、これらの問題に対し、何らかの対策をとっているのか。

答

産業経済部長

家畜ふん尿処理施設の整備促進や畜産農家と稲作農家との連携による土づくりの推進とあわせ、定期的な農家の巡回指導を行うとともに、苦情などが寄せられた場合には、現地調査や指導をしていく。

●

問

栃木県の芳賀町では、生ごみおがくず・ふん尿と一緒に処理して堆肥をつくっているところがある。そういう処理業者などを誘致できないか。

答

産業経済部長

芳賀町のごみシステムは、市民・あるいは飲食業者、そして農業者が一体となったシステムであり、なかなか難しい事業である。システム導入には、環境に対する市民意識高揚、堆肥の販売、収入支出などさまざまな問題をクリアしなければならない。また、施設の建設費や維持管理費など経費の問題を含め、関係部署と調査研究していきたい。



友部と岩間地区で実施される「祝祭日、振替休日のごみ収集」

友部駅周辺の整備計画と職員 の適正管理について



●友部駅南北自由通路開通後の整備計画は

問

長年の要望があった友部駅橋上化及び南北自由通路が、去る3月4日に完成された。友部駅を中心とした周辺地域の整備を今後どのような計画のもとに進めていく予定なのか。新たな交通拠点となる駅周辺地区の基盤整備が進められている中、今後どのように駅北地域の発展とあわせて笠間市の発展につなげていくのか。

答

市長

友部駅南北自由通路の整備を中核とする駅周辺整備事業は、駅前広場、駅北線、北口駐車場を、国庫補助事業であるまちづくり交付金事業を導入し、20年度の完了を目指し、進めている。これらに加え、南友部地区では住みよい居住環境を創出するため、地区計画を都市計画決定したところであり、これに沿って建物の誘導や下水道の整備を行っている。また、総合計画の中で、まちづくりの目標に文化交流都市づくりを掲げており、新笠間市の新しい顔の一つとして文化交流都市づくりに積極的にかかわっていく。

問

友部駅北側の整備に伴う幹線道路、幅員20mの駅北線と県道杉崎友部線の整備の今後の見通しは。

答

都市建設部長

駅北線は、駅前通りとして、新市のシンボリック的通路となるよう整備したい。そのうち、駅北口広場から県道杉崎友部線までの区間は19年度中の完成を目指し、杉崎友部線から市道友部1級1号線までの区間は20年度末の開通を目指す。また、南友部地区内の市道友部2級4号線と国道355号を結ぶ新設路線（南友部～平町）はルートの調査と設計を行っており、19年度中に用地取得に着手したい。

問

南友部地区の公共下水道の進捗状況と今後の計画は。また、南友部地区の公共下水道認可区域の面積と、認可区域に入っていない宿・久保地域の認可をどのように考え、何年の認可を計画しているのか。

答

上下水道部長

道路改良工事と合わせて管渠敷設工事を進めており、今後も道路改良工事と合わせて進めていく。また、南友部地区の公共下水道認可面積は55haを取得しており、下流工事の進捗状況を

考慮し、上流にあたる宿・久保地域の認可拡大を考えていく。

●指定管理者制度導入による職員の余剰は

問

指定管理者制度導入や機構改革などによる余剰職員が生じると感じる。合併により人員削減や定員の適正化をしなければならない。しかし、新たに20年4月職員を11名採用したいとのことだが、その内訳はどのようになっているのか。

答

市長

指定管理者制度を適用し運営した際には、その職員を他の業務へ配置転換する。また、市民の多様化、複雑化する行政需要に対応する責務を果たすことができる体制を維持した上で、職員の定員適正化計画が必要であり、計画最終年度平成22年において、総職員数7800人、純減率8%以上を目標とする計画を策定したところであるが、新規採用者については、直接市民の生命、財産に関わる消防職や医療職について、基本的に退職者を補充する考えであり、事務職員については、定員計画策定時の退職予定者の半数程度となっている。今後、勧奨退職者の増加、指定管理者制度の活用、機構改革など行財政改革の進行などを見据えた上で、定員適正化計画を毎年見直し、目標数値

を修正していきたい。

●税収の推移は

問

納税組合への報償金の廃止から約1年が経過したが、税収の状況はどうなっているのか。また、納期前全納報償金を廃止したいとのことだが、それに代わるものがあるのか。あわせて滞納整理の状況も伺う。

答

総務部長

12月段階で前年と比較すると、税収は0.68%増加している。解散による影響は余り見られない。滞納整理の状況は、水戸県税事務所との合同滞納整理、2人一組での臨戸訪問を実施し、さらに茨城租税管理機構へ事業の移管をした。また、前納報奨金制度は、納税意欲の向上と歳入の早期確保を図る観点から有意義であるが、近年、各自治体において、歳入の削減を



建設が進められる友部駅北口広場

図る観点から廃止する自治体が増えている。今後、市の行政改革委員会の意見を十分踏まえ、結論を出したい。

問

納税組合が解散して、徴収率がよくなった要因は何だったのか。また、税徴収率改善にどのような対策を講じていくのか。

答

総務部長

早い段階から、組合にかわって口座振替制度の促進PRをしてきており、この結果、口座振替件数が伸びてきている。さらに、納税課を新設し、収納業務に力を入れたことも影響していると思う。今後は、滞納額の圧縮や徴収率向上に向け、県との人事交流制度により、新たに徴収分野の職員を迎え入れ、納税課職員の増員を図り、研修会などへ積極的に参加し、専門的な知識を深め、徴収率の向上に向けて対応していきたい。



地域間格差の無い新市づくりと エコフロンティアかさまについて

●合併時の協定 内容について

問 対等合併後1年においては、地域間格差を無くすためには、旧1市2町間で相互にそれぞれを尊重し、信頼を築くことが必要。旧3市町1・1・1を基本とした新市づくりが推進されているか。

答 市長 新設合併後、市は、早期に市民が一体感を実感できるまちづくりに取り組んできた。その中で、それぞれ3地区が特徴を生かしたまちづくりを進めていくことが大変重要だと考えている。一方、旧市町の行政サービスの差異を早期に統一・解消し、全笠間市民へ公平なサービスを提供できるよう取り組み、市民生活に大きな影響を及ぼさないよう、サービスの確保と向上に努めてきた。総合計画に基づき、今後、旧市町間の垣根を取った幹線道路や公立学校の施設整備などに重点を置き、公平公正な一つのまちづくりに向けて取り組んでいきたい。また、議員をはじめ、市民の意見を幅広く取り入れていきたい。

問 合併の目的は一体化であるが、行政改革の

中で、機構改革を断行する市長は、わずか1年で、支所の扱いを変えてしまおうのではないかと危惧を抱く。すべてが本庁に集約されてしまうようにも感じる。支所をどうしていくのか。特に老朽化がすすむ笠間支所の今後は。

答 市長 今回の機構改革における支所組織の見直しにおいては、住民へのサービス低下にならないように十分配慮し、住民が直接窓口として利用する課などは今までとおり残している。今後見直しの必要があった場合でも、この点を念頭において進めていきたい。

旧笠間・岩間の住民が行政サービスを受ける上で支所の存在は重要であり、廃止する考えはない。支所長も、兼務ではあるが、残しており、本庁との指揮命令系統の中で、総務部長の管轄に支所長を加えることで、業務が効率的かつ効果的に進むという考え方でのこと。

年間4000万円もの維持費がかかっている笠間支所については、支所を廃止するというのではなく、老朽化した建物をどうしていくかは、大きな課題の一つだと認識しており、議論

していきたい。

●エコフロンティアかさまの運営について

問 施設の運営にあたり、地域への貢献として今後どのような展開を想定しているのか。市長は、地域発展のために必要不可欠と確信し、推進してきたはずである。具体的な地域づくりの構想はいかなるものか。

答 市長 この事業は、当時、環境問題、旧笠間市の「3処理問題」などを考えた上で推進してきたことは間違いない。考えに今も変わりはない。施設が稼働している現在、まだまだ地元の方すべてに理解を得られないところまでは至っていないので、引き続き話し合いを続け、地元要望を含めて地域振興の取り組みをしていきたい。

問 施設方針の中で、「地域の地域振興並びに環境保全などの締結に向け引き続き地域の方と合意形成に努める」としているが、地域のための物、金という考えではなく、理解を得る努力をもつとすべきではないか。また、大きな経済効果があるのであれば、市の発展のために環境に関係する施設を全国に発信してはどうか。

答 市長 まだまだ努力不足のと

ころもあると思う。今後とも理解をいただけるように取り組みたい。また市民の要望の中にも施設を環境学習の場としてはどうかという意見があり、環境学習コーナーを設置し、展示などを行っているが、今後もPRを徹底しながら、環境学習の理解を深めるような取り組みもしていきたい。

●入札制度の問題点と見直し点について

問 全国的に露呈している入札に関する問題について、問題を明確にした上で、新年度における入札制度の見直しをどのように考えているのか。

答 市長 昨年度が改正され、談合に問与した公務員に対する刑事罰が科せられるようになった。

問 設計価格を100としたとき、何%で予定価格を設定しているのか。

答 総務部長 基本的には、設計額Ⅱ

予定価格。工事内容によっては3%前後を歩切りし、数字を調整している場合もある。しかし、基本的には設計額Ⅱ予定価格で国からも指導されており、新年度の全体的な入札制度を見直す中で、検討していきたい。



廃棄物の適正処理の促進を図る「エコフロンティアかさま」



通学路の安全性対策と認定 農業者の拡大政策について

通学路の危険箇所 について

問

通学路は、一般道、生活道でもあるが、施政方針の中でも、生活道路の整備は、交通危険箇所や緊急性の高い路線を最優先に整備することある。通学路の危険箇所は昨年712箇所と聞いており、道路の整備や改善、防犯灯の設置、不審者に対する安全対策などにより改善されていると思われるが、地域の方がすべてわかっているとは思わない。私は、子供の目線で通学路の危険箇所は改善しては思っているが、地域の危険箇所でもあるので、地域の理解も必要と考える。危険箇所の分布などもしっかり示しながら改善しては考えている。その通学路の危険箇所の改善については19年度予算措置がなされていると思うが、何箇所改善されるのか。また、数値目標を決めて毎年改善してはどうか。

答

教育次長
通学路の危険箇所とは、通学に利用している道路の見通しが悪い、交通量が多い、狭い、街頭がなく暗い道や人家がなくまたは少なくとも一人になる道、過去に不審者が出た

答

都市建設部長
歩道設置などの道路構造の改善箇所については、笠間地区においては佐城小学校に通じる市道飯田寄居線の道路の拡幅、友部地区においては大原小学校前の友部市道1級3号線の歩道設置、岩間地区においては岩間中学校に通じる新渡戸地内の岩間市道1級7号線の道路拡幅など市内全体で15箇所の整備を予定している。今後とも、教育委員会などと連絡調整を図りながら適切に整備していきたい。

問

笠間の農業の未来は、地域の農業の担

認定農業者について

手である認定農業者と集落営農の組織づくりの拡大にあると考えている。合併により、笠間市の認定農業者の組織化は早急の課題であり、認定農業者の拡大は行政が推進するものと考えているが、3市町の認定農業者に対する行政の配慮はどのように行っているのか。

答

産業経済部長
現在、市内には153名の認定農業者があり、行政の支援策の一つとして、認定農業者が効率的かつ安定的な農業経営を行うための各種資金等の低利融資、さらに認定農業者育成確保資金の制度資金の利子の助成をしている。

また、19年度から始まる品目横断的経営安定対策事業で、認定農業者の加入要件である経営面積4ha以上の確保など加入促進に向けた支援も行っている。また、認定農業者の組織として、認定農業者会の設立への支援も行っている。

認定農業者の役割は、地域農業の担い手としてますます重要となってくるので、担い手の育成や経営面積の確保など集落営農を視野に入れた支援策をとっていききたい。

問

笠間地区で福祉バスを長年運行しており、市民からいろいろな意見が出て

福祉バスについて

いた。

デマンド交通システムできめ細かな運行ができると思われるが、笠間・友部・岩間といった3地区の地域性があるなかで、その生活圏は配慮しているのか。

答

福祉事務所長
また、現在運行している福祉バスにおいて、地域をもう少し細かく回ってほしいとの要望が出ていたが、その笠間地区のルートの改善はあるか。また、料金も無料で長年運行しているが、今後も無料で維持するのか。

羅するデマンド交通などの新交通システムの手法により実施していく方向で現在調整を進めている。

新交通システムは、ドアからドアへの送迎を可能にするきめ細かな運行サービスが実現されると考え、現行の福祉バスを新交通システムに切り替えていくことが望ましいのではないかと考えている。また、利用料については、新交通システムにおいて、一定の利用料金を負担いただくことになっている。福祉部門としては、生活弱者の利用料金について、今後の会議の中で無料化について訴えながら十分に努力していきたい。



登下校の子供たちの安全を守る通学路

平成18年の議会活動

定例会・臨時会の開催状況

平成18年3月19日に3市町が合併し、新笠間市議会が誕生しました。その後議会の自主解散が第3回定例会の最終日（11月17日）に行われ、12月24日に新たな市議会が誕生し、現在に至っています。

ここでは、「笠間市議会」の誕生（平成18年3月19日）から議会解散（平成18年11月17日）までの議会活動状況をお知らせします。

区 分			開催日数				
			本会議の日数	委員会の日数	休会日数	計	傍聴者
定例会	第 1 回	H 18、6、6～H 18、6、23	6 日	5 日	7 日	18 日	人
	第 2 回	H 18、9、4～H 18、9、22	6 日	5 日	8 日	19 日	人
	第 3 回	H 18、11、15～H 18、11、17	3 日			3 日	人
	計		15 日	10 日	17 日	40 日	人
臨時会	第 1 回	H 18、4、4～H 18、4、5	2 日			2 日	人
	第 2 回	H 18、7、27	1 日			1 日	人
	計		3 日			3 日	人
合 計			18 日	10 日	17 日	43 日	人

議案等の議決結果

合併後平成18年第1回臨時会から平成18年第3回定例会まで、平成18年において審議された議案などの審査件数は次のとおりです。

区分	市長提案					議員提出				委員会提出			審議結果					計
	条例	予算	決算	専決処分	その他	条例	意見書	決議	その他	条例		その他	原案可決	決算認定	原案承認	修正可決	否決	
定例会	33	29	15	3	10		3	3	1				73	15	3	1	1	93
臨時会	16	5		39	6	2			2				27		39			66
計	49	34	15	42	16	2	3	3	3				100	15	42	1	1	159

一般質問の状況

定例会	人数	件数	日数
平成18年第1回	16人	55件	3日
平成18年第2回	17人	47件	3日
平成18年第3回	2人	4件	1日



委員会の開催状況

委員会名		開催日数
議会運営委員会		15日
常任委員会	総務財政委員会	3日
	文教厚生委員会	6日
	産業経済委員会	4日
	土木建設委員会	7日
特別委員会	予算特別委員会	4日
	決算特別委員会	4日
	議員定数等調査特別委員会	4日
	議会だより編集委員会	6日
	政治倫理調査特別委員会	7日



教厚生委員会

●市民プールの現状を視察・・休止もやむを得ず (文教厚生委員会)

旧笠間市の市制施行 20 周年を記念して建設した市民プール。
当初は子供たちを中心に多くの市民で賑わった市民プールも、現在
29 年が経過し、施設の老朽化が激しいことから、現地調査を行いました。
教育委員会の担当者から細部にわたり説明を受け、文教厚生委員会と
しては、現在の状況は老朽化が激しく、危険も伴うので、今シーズンは
休止もやむを得ないとの結論に達しました。なお、今シーズンの代替措
置として、笠間小学校のプールを夏休み期間中開放することです。



●「資産等報告書」「所得等報告書」が 議員 28 人全員から提出されました。

この 4 月 1 日から施行された政治倫理条例。
この条例に基づき、「資産等報告書」と「所得等報告書」
が、5 月 1 日までに議員 28 人全員から提出されました。
これら提出された報告書は 5 月 30 日から閲覧に供され、
また、今後、その内容を審査するために「政治倫理審査会」
が開かれます。
資産等報告書の内容：議員が所有している不動産、預貯金、
有価証券、貸付金、借入金など
所得等報告書の内容：議員が収入した給与、報酬、賃借料、
贈与、また、税や使用料の納付など

●地方自治の振興発展に寄与された功績で表彰

■常井好美議員



旧岩間町議会議員として 20 年の長きにわたって
地方自治の振興発展に寄
与された功績により、茨
城県町村議会議長会より
表彰されました。

■大関久義議員



前議長として地方自治
の振興発展に尽くし、市
政の向上・振興に貢献さ
れた功績により、茨城県
市議会議長会長より感謝
状が送られました。

議会日誌

12月	1月	2月	3月	4月
24日 笠間市議会議員任期開始（平成22年12月23日まで） 議員全員協議会	28日 議員全員協議会 第1回臨時会 議員全員協議会 議会運営委員会、各常任委員会、議会だより編集委員会 より編集委員会 議会運営委員会 議員全員協議会 議会運営委員会 議会だより編集委員会 愛知県岡崎市議会経済建設委員会 来訪 議会運営委員会 第2回臨時会	2日 千葉県君津市議会スポーツ施設等調査特別委員会 来訪 宮城県柴田町議会成和会 来訪 議員全員協議会 議会運営委員会 議会運営委員会	5日、23日 第1回定例会 議員定数等調査特別委員会 予算特別委員会 議会運営委員会 総務委員会、土木建設委員会 産業経済委員会、文教厚生委員会 14、16日 予算特別委員会 議員全員協議会 議員全員協議会 議会運営委員会	20日 議員定数等調査特別委員会 議員全員協議会 議員全員協議会 議会運営委員会

傍聴のご案内

市議会とはなたでも傍聴できます。議会では皆さんの生活に直結した重要な問題が審議されています。市政を身近に知るためにも議会の傍聴してみたいはいかがでしょうか。

● 手続きは簡単です

本会議開催当日に、市役所 3 階の受付で住所・氏名などを記入し、傍聴券の交付を受けて傍聴席にお入りください。定員は、記者席を含めて 36 席です。

● 傍聴される方へお願い

議会には傍聴に関しての規則があります。規則を守って傍聴することをお願いします。

請願・陳情

市制について要望があるときは、だれでも市議会に対し請願・陳情を行うことができます。請願・陳情は、文書で行うことになっていますので、次の請願・陳情書の作成・提出方法を参考にしてください。

● 請願・陳情の作成、提出方法

1. 請願、陳情書には、特に決められた様式はありませんが、次の書式例を参考に作成してください。
2. 請願書、陳情書には、日本語を用いて件名、請願・陳情の要旨、提出年月日、請願・陳情者の住所、氏名（法人の場合には、その名称及び代表者の氏名）、電話番号を記入し、請願・陳情者が押印して、笠間市議会議長あてに提出してください。なお、提出される方が複数の場合は、ほか〇人と記入して、署名簿を添付するか連署してください。ただし、個人においては、署名することにより、押印を省略することができます。
3. 請願書には、紹介議員（1人以上）の署名又は記名押印が必要です。陳情書には紹介議員は必要ありません。
4. 署名簿には押印が原則ですが、拇印も認めます。

請願・陳情の 書式例

(件数)
〇〇〇に関する請願書
(陳情書)

紹介議員
笠間市議会議員
氏名(署名又は記名押印)

陳情書に紹介議員は
必要ありません

(件数)
〇〇〇に関する請願書
(陳情書)

(要旨)

平成 年 月 日
笠間市議会議長 様

請願・陳情者
住所
氏名(署名又は記入押印)
ほか〇人

電話番号

住	所	氏	名	印

● 請願・陳情の取扱い

1. 笠間市議会では、陳情も請願と同様の取り扱いをします。ただし、持参されたものについては審査をいたしますが、郵送されたものについては、議員に配布のみとし、議員活動の参考にします。
2. 持参いただいた請願・陳情については、文書表にして本会議に提出、所管の委員会に付託し、審査の後、その審査結果に基づき、本会議で採択、不採択の結論を出します。
3. 結論が出されたものについては、その旨を請願・陳情提出者及び市長、関係機関にお知らせします。

編集後記

議会解散請求を受けて、全国にもあまり例を見ない、議員全員の賛同による自主解散そして選挙と、あわただしい時を経た後の、初めての定例議会が3月4日から23日にわたって行われました。

今議会では、別に掲げましたように平成19年度の予算をはじめとして、議員定数等調査特別委員会の設置議案など計62に及び、生活に直結した重要議案を慎重に審議し、可決いたしました。

また、一般質問では12名が質問に立ち、質問者も、答弁する執行部も熱心に討議を繰り広げたのでありますが、今回はグループを中心に多数の傍聴者がおられ、市政へ関心の高さがうかがえました。

次回6月定例会での皆様の傍聴をお待ちしております。

(鈴木 裕士)

議会だより編集委員会

委員長 町田 征久
副委員長 鈴木 裕士
委員 石田 安夫
委員 野口 貞夫
委員 鈴木 貞夫
委員 西山 猛
委員 横倉 一秀
委員 杉山 一秀